

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の延長 (国 10)(法人税:義) (地 7)(法人住民税、事業税:義)(固定資産税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p><現行制度の概要> 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施者として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区内において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除ができる制度 ・対象設備：機械・装置（2千万円以上） （特定中核事業については4千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） （特定中核事業については2千万円以上） 建物・附属設備・構築物（1億円以上） ・特別償却の割合：取得価額の50% （特定中核事業については即時償却） （建物等は25%） ・税額控除の割合：取得価額の15%（建物等は8%） （当期法人税額の20%を限度とし、限度超過額は1年間繰り越し控除可）</p> <p><要望内容> 国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10及び第68条の14において平成28年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成30年3月31日までとする。</p>
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成26年度：創設 平成27年度：拡充 （適用対象にインターナショナルスクール整備事業、革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業を追加）</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進</p>

		<p>することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である。</p> <p>国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義)</p> <p>国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点を形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】 ①国家戦略特区の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2015年19位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2014年4位)」(日本再興戦略(平成27年6月30日))</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における区域計画の目標達成状況</p> <p>なお、国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)では、区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済的社会的効果など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、できる限り具体的なものとして設定することとされている。</p> <p>また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点を形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>平成26年度 認定計画に定められた事業数：1事業(関西圏) 適用法人数：なし 適用投資額：なし ※年度末(平成27年3月19日)に認定を受け、平成27年度適用見込</p> <p>平成27年度 認定計画に定められる事業見込数：2事業 適用法人見込数：3法人 適用投資見込額：265百万円</p> <p>【特区ごとの内訳】 (関西圏) 1事業、2法人、245百万円 (新潟市) 1事業、1法人、20百万円</p>

		<p>平成 28 年度 認定計画に定められる事業見込数：4 事業 適用法人見込数：4 法人 適用投資見込額：3,720 百万円 【特区ごとの内訳】 （東京圏）2 事業、2 法人、2,030 百万円 （関西圏）2 事業、2 法人、1,690 百万円</p> <p>平成 29 年度 認定計画に定められる事業見込数：2 事業 適用法人見込数：6 法人 適用投資見込額：23,352 百万円 【特区ごとの内訳】 （東京圏）0 事業、1 法人、6,030 百万円 （関西圏）2 事業、5 法人、17,322 百万円</p> <p>各特区へ適用見込法人及び、各法人の投資見込額をヒアリングし、各年度で合算。（固定資産税の特例のみが適用される投資は含まれていない。）</p> <p>（事業数）当該年度において区域計画の認定を受けた事業の数 （適用法人数）認定を受けた事業に係る設備投資を行い、当該年度において特償又は税額控除を実施した法人の数</p>
② 減収額		<p>平成 26 年度減収額：なし</p> <p>平成 27 年度減収見込額：79 百万円 【特区ごとの内訳】 （関西圏）72 百万円 （新潟市）7 百万円 【税目ごとの内訳】 （法人税）56 百万円 （法人住民税）7 百万円 （地方法人税）2 百万円 （法人事業税）7 百万円 （地方法人特別税）7 百万円</p> <p>平成 28 年度減収見込額：784 百万円 【特区ごとの内訳】 （東京圏）501 百万円 （関西圏）283 百万円 【税目ごとの内訳】 （法人税）577 百万円 （法人住民税）71 百万円 （地方法人税）25 百万円 （法人事業税）44 百万円 （地方法人特別税）67 百万円</p> <p>平成 29 年度減収見込額：3,460 百万円 【特区ごとの内訳】 （東京圏）625 百万円 （関西圏）2,835 百万円 【税目ごとの内訳】 （法人税）2,523 百万円 （法人住民税）323 百万円 （地方法人税）111 百万円 （法人事業税）199 百万円 （地方法人特別税）304 百万円</p> <p>各特区へ適用見込法人及び各法人の投資見込設備と見込額、特償見込又は税額控除見込についてヒアリングし、下記計算式によって算定。</p>

		<p>【減収額推計の計算式】</p> <p>法人税＝(特償実施額)×23.9%+(税額控除実施額)</p> <p>法人住民税＝(特償実施額)×23.9%×12.9%</p> <p>地方法人税＝(法人税)×4.4%</p> <p>法人事業税＝(特償実施額)×3.1%(平成28年度以降1.9%)</p> <p>地方法人特別税＝(特償実施額)×2.9%</p> <p>特償実施額＝H27:235百万円 税額控除実施額＝H27:なし H28:2,313百万円 H28:24百万円 H29:10,492百万円 H29:15百万円</p>
③	<p>効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>平成26年5月に国家戦略特別区域が6区域指定され、1年間に17回の区域会議を開催し、設備投資に係る課税の特例1事業を含む50事業について認定を行った。さらに本年8月28日には新たに3区域を地方創生特区として指定した(国家戦略特別区域の2次指定)。</p> <p>これら新規指定特区を含め、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、平成26年度から平成29年度までに9事業の認定、27,337百万円の設備投資が見込まれており、これにより産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成がより推進されることとなる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立させる。</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目標達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がり、それに伴って達成目標である各ランキングの順位上昇へと導くことが可能となる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>租税特別措置が延長されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年度～平成29年度)</p> <p>本要望の実現により、2年間で4,244百万円の減収が見込まれるものの、6事業の認定、27,072百万円の設備投資が見込まれている。この内、例えばA社においては、1,150百万円の革新的医療機器の開発・量産に係る設備投資により20%のシェア獲得を目標とし、国内市場において36,000百万円の市場</p>

			<p>創出を見込んでいる。</p> <p>企業の設備投資・産業集積を促し、特区内における事業環境の整備を促進させる本税制は、日本のビジネス環境の向上・都市の国際競争力強化に大きく寄与し、それに伴い、達成目標である各ランキングの順位上昇が予測される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月